平成２６年（フ）第１２０８号
京都府綴喜郡井手町井手西前田27　イエローローズⅡ202、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪43番地の１
債務者　松本　靖義
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０９号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地512号室
債務者　大井　久明
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５２号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地１―420
債務者　越智　政隆
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７１号
京都市右京区京北上弓削町東中筋23番地
債務者　佐伯　重光
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７２号
京都市右京区京北上弓削町東中筋23番地
債務者　佐伯喜代美
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７６号
京都市右京区西京極畔勝町68番地　ラコルレ川政510号
債務者　茂刈　涼治
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８０号
滋賀県東近江市佐野町675番地　フローラルフィールド102号室、前住所京都市伏見区桃山町養斉13番地７
債務者　中村由紀子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８１号
滋賀県東近江市佐野町675番地　フローラルフィールド102号室、前住所京都市伏見区桃山町養斉13番地７
債務者　中村　邦彦
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８８号
京都市山科区小野御霊町14　セントレア小野Ｂ102、住民票上の住所京都市伏見区醍醐外山街道町２番地３
債務者　橋本　　巧
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０９号
京都市南区吉祥院中河原里西町１番地２、前住所京都市南区吉祥院内河原町３番地
債務者　山崎　　猛
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
京都市伏見区小栗栖中山田町63番地51
債務者　末口由加里
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
京都市中京区西ノ京南原町53番地２　セントラルシティハイツ108号
債務者　今波　　太
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
京都市中京区富小路通御池下る松下町135番地３　コスモシティ御池富小路309号
債務者　福永　知己
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
京都市右京区太秦宮ノ前町34番地１　クレセント松田305号室
債務者　𠮷山美智子（旧姓中坪）
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
京都市西京区桂河田町179番地　フィオーレエコー210
債務者　中野　信之
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
神戸市西区南別府１丁目６番地の５　ローズハイツ601号
債務者　利川　行彦
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目６番地の８
債務者　谷本　雅盛
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係